

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所情報公開実施規程

〔平成 14 年 9 月 30 日
制定〕

平成 16 年 3 月 31 日改正
平成 17 年 3 月 25 日改正
平成 19 年 3 月 30 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 3 月 29 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和元年 7 月 1 日改正
令和元年 10 月 23 日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「施行令」という。）の施行に伴い、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）における情報公開の実施に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所文書管理規則（平成23年4月1日制定。以下「文書管理規則」という。）第2条第1号に規定するものをいう。

(開示請求の受付)

第3条 開示請求をしようとする者から、研究所が保有する法人文書について開示請求があった場合は、総務部総務企画課（以下「総務企画課」という。）において、次に定めるところにより受け付けるものとする。

- 一 開示請求をしようとする者に対し、文書管理規則第2条第3号に規定する法人文書ファイアル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- 二 開示請求を受け付けるときは、開示請求をしようとする者に別に定める書面（以下「法人文書開示請求書」という。）を提出させるとともに、第9条第1項第一号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、法人文書開示請求書に形式上の不備があ

るときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。開示請求手数料の納付に関する手続き等については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程（平成13年4月2日制定）に定めるところによる。

三 法人文書開示請求書を受理したときは、開示請求者に法人文書開示請求書の副本1部を交付するとともに、法人文書開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する課並びに部及びセンター（以下「課等」という。）の文書管理者（以下「文書管理者」という。）に送付するものとする。

（開示等の検討）

第4条 理事長は、開示、不開示又は法第8条に規定する拒否（以下「開示等」という。）の検討に当たり、当該法人文書を保有する文書管理者の意見を求めるとともに、必要に応じて第12条に定める独立行政法人国立特別支援教育総合研究所情報公開委員会（以下「情報公開委員会」という。）に意見を求めるものとする。

（開示等の決定）

第5条 理事長は、法第4条第2項の規定により、補正を求めた場合の当該補正に要した日数を除き、開示請求があつた日から30日以内に開示又は不開示の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項の決定を行つたときは、別に定める書面により開示請求者に通知しなければならない。

（開示等の決定の期限の延長等）

第6条 理事長は、法第10条第2項の規定により、事務処理上の困難その他正当な理由により、開示等の決定を30日を限度として延長する場合は、別に定める書面により開示請求者に通知しなければならない。

2 理事長は、法第11条の規定により、開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示等の決定をできなくなる、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分を除いた残りの部分について開示等の決定を延長する場合は、前条第1項に規定する期間内に、別に定める書面により開示請求者に通知しなければならない。

3 理事長は、法第12条第1項の規定により、事案を他の独立行政法人等に移送する場合及び法第13条第1項の規定により、事案を行政機関の長に移送する場合には、当該他の独立行政法人等又は行政機関の長と協議の上、別に定める書面により事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、事案を移送した旨を別に定める書面により通知しなければならない。

4 理事長は、法第14条第1項の規定により、第三者に意見書の提出を求める場合は、別に定める書面により当該第三者に通知して、別に定める意見書を提出する機会を与えることができる。

- 5 理事長は、法第14条第2項の規定により、第三者に意見書の提出を求める場合は、別に定める書面により当該第三者に通知して、別に定める意見書を提出する機会を与えるべきである。
- 6 理事長は、法第14条第3項の規定により、第三者の意に反して開示決定をするときは、別に定める書面により当該第三者に通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第7条 法第15条第1項及び第2項の規定に基づき、文書、図画等の開示の実施の方法を次項以降に定めるものとする。

- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。
 - 一 文書又は図画 (次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画 (法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの)
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番 (以下「A1判」という。) 以下の大きさの用紙に印刷したもの
 - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙 (縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。) に印画したもの
 - 四 スライド (第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの
- 3 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。
 - 一 文書又は図画 (次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番 (以下「A3判」という。) 以下の大きさの用紙に複写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番 (以下「A2判」という。) の用紙に複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番 (以下「A4判」という。) の用紙に印刷したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
 - 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
 - 四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
- 4 次の各号に掲げる電磁的記録についての開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
 - 一 録音テープ (第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。) 又は録音ディスク 次に掲げる方法

- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C 5 5 6 8に適合する記録時間120分のものに限る。別表第一の五の項ロにおいて同じ。）に複写したものの交付
- 二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- 三 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、研究所がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表第一の七の項ロにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- ニ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X 6 2 2 3に適合する幅90ミリメートルのものに限る。別表第一の七の項ニにおいて同じ。）に複写したものの交付
- ホ 当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0 6 0 6及びX 6 2 8 1に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。別表第一の七の項ホにおいて同じ。）に複写したものの交付
- 四 電磁的記録（前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、研究所がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イからハまでに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅12・7ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X 6 1 0 3、X 6 1 0 4又はX 6 1 0 5に適合する長さ731・52メートルのものに限る。別表第一の七の項へにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - ハ 当該電磁的記録を幅12・7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X 6 1 2 3、X 6 1 3 2若しくはX 6 1 3 5又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表第一の七の項トにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X 6 1 4 1若しくはX 6 1 4 2又は国際規格15757に適合するものに限る。別表第一の七の項チにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録を幅3・81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X

6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表第一の七の項において同じ。)に複写したものの交付

5 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- 二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

6 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- 二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

(開示の実施)

第8条 理事長は、開示決定通知後、法第15条第3項の規定により、開示を受ける者から別に定める書面により法人文書の開示の実施方法等申出があった場合、又は法第15条第5項の規定により、開示を受けた者から更なる法人文書の開示申出があった場合は、できる限り当該開示を受ける者の利便を考慮して開示を実施するものとする。

2 前項の規定により、開示を実施するときは、第9条第1項第二号に定める開示実施手数料(以下「開示実施手数料」という。)を徴収するものとする。開示実施手数料の納付に関する手続き等については、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程(平成13年4月2日制定)に定めるところによる。

3 閲覧等を行う場所は、総務企画課とする。ただし、法人文書を保有している課等から当該法人文書を持ち出せない特別の事情がある場合は、当該法人文書を保有する課等で行うことができる。

4 開示を受ける者が、法人文書の写しの送付による開示を希望する場合は、総務企画課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料は開示実施手数料に加算して徴収するものとする。

(手数料の額)

第9条 法第17条第1項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 開示請求手数料 開示請求に係る法人文書一件につき300円
- 二 開示実施手数料 開示を受ける法人文書一件につき、別表の上欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円(次のイからへのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからヘに定める額。以下この号において同じ。)に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が

300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

- イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第12条の2第1項の規定に基づき、行政機関の長から事案が移送された場合(口に掲げる場合を除く。)当該行政機関の長が行政機関情報公開法第16条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額
- ロ 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合 イの開示請求に係る手数料の額うち法第15条の規定に基づき開示を実施する研究所が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額
- ハ 法第13条に基づき行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する研究所が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額
- 二 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合(ホに掲げる場合を除く。)当該他の独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額
- ホ 法第12条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 二の開示請求に係る手数料の額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する研究所が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額
- ヘ 法第12条の規定に基づき、他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する研究所が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
 - 一 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 法人文書の開示を受ける者は、郵送料を加算した開示実施手数料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

(手数料の減免)

第10条 研究所は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。この場合、必要に応じて情報公開委員会に意見を求める

るものとする。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した別に定める書面により開示実施手数料の減額(免除)申請書を研究所に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別に定める書面により当該開示を受ける者に通知しなければならない。
- 5 第1項の規定によるもののほか、研究所は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

（移送された事案）

第11条 法第12条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案及び行政機関情報公開法第12条の2の規定により行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討等については、第4条から前条までの規定を準用する。

（情報公開委員会）

第12条 研究所における情報公開の円滑な実施を図るため、理事長の総括のもとに情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第13条 委員会は、必要に応じて次に掲げる事項について審議する。

- 一 情報公開の実施体制に関する事項
- 二 開示・不開示の判断基準に関する事項
- 三 法人文書の開示・不開示に関する事項
- 四 開示実施手数料の減額又は免除に関する事項
- 五 審査請求に関する事項
- 六 訴訟に関する事項
- 七 法人文書の管理に関する事項
- 八 個人情報の保護に関する事項
- 九 その他情報公開の実施に関する事項

（組織）

第14条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 理事
 - 二 各部長及び各センター長
 - 三 総務部各課長
- 2 委員会は、必要に応じて、前項に掲げる職員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会の庶務は、総務企画課が行う。

(委員長)

第15条 委員会に、委員の互選による委員長を置く。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査請求)

第16条 理事長は、法第18条第1項に基づく審査請求があったときは、委員会に意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、法第19条第1項の規定により、審査請求に対し、却下又は全部開示（第三者から反対意見書が提出されていない場合に限る。以下同じ。）の場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するとともに、その旨を別に定める書面により法第19条第2項各号に掲げる者（以下「審査請求人等」という。）に通知しなければならない。
- 3 理事長は、審査請求に対し、却下又は全部開示の決定をした場合、別に定める書面により審査請求人等に通知しなければならない。

(法人文書開示請求書等の様式)

第17条 第3条第二号、第5条第2項、第6条各項、第8条第1項、第10条第2項及び同条第4項、第16条第2項及び同条第3項における別に定める書面については、理事長が別に定める。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、研究所における情報公開の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月23日から施行する。